

議提第6号

北本市議会の議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例の  
制定について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び期末手当  
の臨時特例に関する条例を次のとおり提出する。

令和2年5月19日 提出

提出者	北本市議会議員	黒	澤	健	一
賛成者	北本市議会議員	岡	村	有	正
賛成者	北本市議会議員	桜	井		卓
賛成者	北本市議会議員	日	高	英	城
賛成者	北本市議会議員	高	橋	伸	治
賛成者	北本市議会議員	諏	訪	善	一良
賛成者	北本市議会議員	松	島	修	一
賛成者	北本市議会議員	渡	邊	良	太
賛成者	北本市議会議員	工	藤	日	出夫

北本市議会議長 滝瀬光一様

## 北本市議会の議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例

- 1 令和2年6月1日から同年11月30日までの間(以下「特例期間」という。)においては、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第8号。以下「条例」という。)第2条に定める議員報酬の支給に当たっては、その議員報酬の月額から、その議員報酬の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 2 特例期間においては、条例第5条に定める期末手当の支給に当たっては、その期末手当の額から、その期末手当の額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

### 附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。